

社会福祉法人博仁会
評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博仁会（以下「法人」という。）の定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の取扱に関する事項を定めるものである。

2 法令又は定款に定めのある事項以外については、この規程による。

(定義)

第2条 この規程において評議員とは、定款第6条に基づく評議員選任・解任委員会の決議によって選任された評議員をいう。

2 この規程において評議員の報酬とは、法人が評議員としての職務の対価として支払う評議員業務報酬とする。

3 この規定において費用弁償とは、評議員業務報酬とは別に、評議員がその職務の執行にあたって負担した費用を弁償するものをいう。

(決定方法)

第3条 評議員の報酬等の支給基準及び額は、定款第9条に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

(評議員業務報酬)

第4条 評議員が、次に掲げる職務を行ったときは、評議員業務報酬をその都度支給する。

(1) 評議員会等の法人内の会議に参加したとき。但し、同日に複数の会議に出席したときは、主たる会議を支給の対象とする。

(2) 評議員会の決議が定款第14条第4項により行われ、意思表示したとき。

(3) 法人の業務に係る研修等に参加するために出張したとき。この場合の出張とは、宿泊を要せず法人所在地以外へ出向く場合で、東京都内（島部を除く。）の範囲のものをいう。

2 評議員業務報酬は、日額15,000円及び交通費とする。

3 前項の交通費の算定は次による。

(1) 第1項の第1号の場合

当該評議員の住所地と法人所在地間における最も経済的な通常の経路及び方法による利用交通機関の路程に応じた実費を予め算定し、評議員業務報酬の支給の都度この額を交通費として支給する。但し、限度額を5,000円とする。

(2) 第1項の第2号の場合

交通費の支給はしない。

(3) 第1項の第3号の場合

当該評議員の住所地と出張先所在地間における最も経済的な通常の経路及び方法による利用交通機関の路程に応じた実費を支給する。

(費用弁償)

第5条 評議員が、その職務の執行に当たって負担した必要かつ合理的な費用は、当該評議員の請求に基づき遅滞なく支払うものとし、また、必要があるときは前払いをすることができる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は評議員会において別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日制定施行する。
- 2 平成14年4月1日制定の評議員報酬規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規程は、令和4年9月1日一部改正する。